二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係
特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法について所要の見直しを行うこととした。（第二条関係）
三　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係
1　早期健全化基準及び財政再生基準の算定の際に用いる標準的な収入規模の額の算定方法について所要の見直しを行うこととした。（附則第六条～第九条関係）
2　財政再生基準以上であり、財政再生計画について総務大臣の同意を得ていない地方公共団体における起債の特例について所要の見直しを行うこととした。（附則第一〇条関係）
四　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として地域自主戦略交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第八八号）（財務省）

1　関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
㈠　外国貿易機等の運航者等に対し、予約情報等に関して報告を求めることができる事項及び報告の期限を定める。（関税法施行令第一三条、第一四条、第一八条及び第一八条の二関係）
㈡　貨物を保税地域等に入れることなく輸出申告を行うことができることとすることに伴う規定の整備を行う。（関税法施行令第五八条、第五九条の六及び第五九条の七関係）
㈢　特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に対する特例措置の改善に伴う規定の整備を行う。（関税法施行令第五九条の一一関係）
2　税関支署の長に委任される権限について、税関長が、その範囲を制限することができることとした。（関税法施行令第九二条関係）
3　多度津港を開港に指定することとした。（関税法施行令別表第一関係）
4　特恵関税制度について、次により改正を行うこととした。
㈠　特恵関税の便益を与えない物品としてタイ、中国及びブラジルを原産地とする特定の物品を指定する。（関税暫定措置法施行令第二五条）
㈡　特別特恵受益国からモルディブを除外する。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）
㈢　特恵受益国からオマーン、トリニダード・トバゴ及びバルバドスを除外する。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）
5　保税蔵置場等の許可を受ける者が納付すべき手数料の額を見直すこととした。（税関関係手数料令第二条～第四条関係）
6　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二三年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）
7　この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第八九号）（国土交通省）

1　国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港を定めることとした。（第一条及び別表第一関係）
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（政令第九〇号）（内閣府本府）

1　内閣府設置法第四条第三項第七号の地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定めることとした。
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第九一号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係（第一条関係）
1　特定地域における工業用機械等の特別償却制度における半島振興対策実施地域に係る措置及び半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置、過疎地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置、奄美群島に係る措置及び奄美群島のうち過疎地域に類する地区に係る措置並びに振興山村に係る措置の適用期限を三月延長することとした。（租税特別措置法施行令第六条の三、第二八条の九関係）
2　認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例における認定特定非営利活動法人の認定要件に係る次の措置の適用期限を三月延長することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二三関係）
㈠　経常収入金額のうちに寄附金等収入金額が占める割合を五分の一以上（原則三分の一以上）とする特例
㈡　小規模法人について経常収入金額のうちに寄附金等収入金額が占める割合の計算を簡易な計算式で行うことができる特例
二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一六一号）の一部改正関係（第二条関係）
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例における初回の認定を受けようとする法人の申請に係る認定の要件の実績判定期間を二年（原則五年）とすることができる特例措置の適用期限を三月延長することとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第四四条関係）
三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九二号）（厚生労働省）

1　国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第一四号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（政令第九三号）（厚生労働省）

1　平成二三年度において政府が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（以下「子ども手当事務費交付金」という。）の総額は、子ども手当の事務の処理に要する子ども手当受給者一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が一、四八七円を基準として定める額に、同年度の四月から九月までの各月末における子ども手当受給者（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号）第二一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。）の数の合計数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数を六で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する平成二十三年四月から九月までの月分の拠出金に係る拠出金率を定める政令（政令第九四号）（厚生労働省）

1　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号）第二〇条第一項の規定により適用する児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二一条第一項の平成二三年四月から九月までの月分の拠出金に係る拠出金率は、一、〇〇〇分の一・三とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。